



## 一、最新中国法令

### ● 保守国家秘密法实施条例

- 【发布单位】国务院  
【发布文号】国务院令 第 646 号  
【发布日期】2014-01-17  
【实施日期】2014-03-01  
【内容提要】根据该实施条例：
- 机关、单位不得将依法应当公开的事项确定为国家秘密，不得将涉及国家秘密的信息公开。
  - 机关、单位实行保密工作责任制。机关、单位负责人对本机关、本单位的保密工作负责，工作人员对本岗位的保密工作负责。
  - 保密行政管理部门对公民举报、机关和单位报告、保密检查发现、有关部门移送的涉嫌泄露国家秘密的线索和案件，应当依法及时调查或者组织、督促有关机关、单位调查处理。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwqk/2014-02/03/content\\_2579949.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2014-02/03/content_2579949.htm)

### ● 关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知

- 【发布单位】国家外汇管理局  
【发布文号】汇发〔2014〕2号  
【发布日期】2014-01-10  
【实施日期】2014-02-10  
【内容提要】根据该通知：

<b>简化融资租赁类公司对外债权外汇管理</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 融资租赁类公司开展对外融资租赁业务时，不受现行境内企业境外放款额度限制。</li><li>▪ 融资租赁类公司可直接到所在地银行开立境外放款专用账户，用于保留对外融资租赁租金收入。该账户内的外汇收入需结汇时，融资租赁类公司可直接向银行申请办理。</li></ul>
<b>简化境外投资者受让境内不良资产外汇管理</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 取消国家外汇管理局对金融资产管理公司对外处置不良资产涉及的外汇收支和汇兑核准的前置管理。</li><li>▪ 简化境外投资者受让境内不良资产登记手</li></ul>

## 一、最新中国法令

### ● 国家秘密保持法实施条例

- 【発布機関】国务院  
【発布番号】国务院令 第 646 号  
【発布日】2014-01-17  
【実施日】2014-03-01  
【概要】本实施条例によると、以下の通りである。
- 機関、組織は法に従って公開されなければならない事項を国家秘密として確定してはならず、国家秘密にかかわる情報を公開してはならない。
  - 機関、組織は秘密保持作業責任制を実施する。機関、組織の責任者は自らの機関、組織における秘密保持作業に対し責任を負い、職員は自己の職務における秘密保持作業に対し責任を負う。
  - 秘密保持行政管理部门は公民からの通報、機関および組織からの報告、秘密保持検査の結果、関係部門から移送された国家秘密漏洩の疑いに関する手掛りおよび事件に対し、法に従って速やかに調査し、または関係機関、組織を督促して調査、処理させなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwqk/2014-02/03/content\\_2579949.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2014-02/03/content_2579949.htm)

### ● 資本項目外貨管理政策の更なる整備と調整に関する通知

- 【発布機関】国家外貨管理局  
【発布番号】匯發〔2014〕2号  
【発布日】2014-01-10  
【実施日】2014-02-10  
【概要】本通知によると、以下の通りである。

<b>ファイナンスリース類会社の対外債権に関する外貨管理の簡素化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ ファイナンスリース類会社が対外ファイナンスリース業務を実施する際、現行の国内企業の国外貸付限度額の規制を受けない。</li><li>▪ ファイナンスリース類会社は直接所在地の銀行にて国外貸付専用口座を開設し、対外ファイナンスリースのリース料収入の留保に使用することができる。当該口座内の外貨収入について人民元転が必要な場合、ファイナンスリース類会社は直接銀行に対し申請手続きを行うことができる。</li></ul>
<b>国外投資者による国内不良資産の譲受けに関する外貨管理の簡素化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 国家外貨管理局が行っていた金融資産管理会社の不良資産の対外処理にかかわる外貨收支および為替交換認可に対する前置管理を取り消す。</li><li>▪ 国外投資者による国内不良資産譲受けに関す</li></ul>

<p>续。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取消外汇管理局对金融资产管理公司处置不良资产收入结汇核准和对境外投资者处置不良资产所得收益购付汇核准。</li> </ul>
<p><b>进一步放宽境外直接投资前期费用管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>凡累计汇出额不超过300万美元且不超过中方投资总额15%的前期费用，境内机构可凭营业执照和组织机构代码证向所在地外汇管理局办理前期费用登记。</li> </ul>
<p><b>进一步放宽境内企业境外放款管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>允许境内企业向境外与其具有股权关联关系的企业放款。</li> <li>取消境外放款额度2年有效使用期限限制，境内企业可根据实际业务需求向所在地外汇管理局申请境外放款额度期限。</li> <li>如确有客观原因无法收回境外放款本息，境内企业可向所在地外汇分局（外汇管理部）申请注销该笔境外放款。</li> </ul>
<p><b>简化境内机构利润汇出管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>银行为境内机构办理等值5万美元（含）以下利润汇出，原则上可不再审核交易单证；办理等值5万美元以上利润汇出，原则上可不再审核其财务审计报告和验资报告，应按真实交易原则审核与本次利润汇出相关的董事会利润分配决议（或合伙人利润分配决议）及其税务备案表原件。</li> <li>取消企业本年度处置利润金额原则上不得超过最近一期财务审计报告中属于外方股东“应付股利”和“未分配利润”合计金额的限制。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/>

● [关于中国（上海）自由贸易试验区试行扩大国际船舶运输和国际船舶管理业务外商投资比例实施办法的公告](#)

【发布单位】交通运输部  
【发布文号】交通运输部公告 2014 年第 2 号  
【发布日期】2014-02-08  
【内容提要】根据该公告：

- 经国务院交通运输主管部门批准，在中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸区”）设立的外商投资比例超过 49% 的中外合资、合作企业，及其拥有或实际经营的船舶，可经营进出中国港口的国际船舶运输业务。
- 经上海市交通运输主管部门批

<p>る登記手続きを簡素化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨管理局が行っていた金融資産管理会社の不良資産処理収入の人民元転に対する認可および国外投資者に対する不良資産処理で得た収益の外貨転支払いに対する認可を取り消す。</li> </ul>
<p><b>国外直接投資前期費用管理の更なる緩和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送金額の累計が 300 万米ドルを超えず、且つ中国側投資総額の 15% を超えない前期費用については、国内機構は営業許可証および組織機構コード証に基づいて所在地の外貨管理局にて前期費用登記手続きを行うことができる。</li> </ul>
<p><b>国内企業の国外貸付管理の更なる緩和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内企業が行う国外の自己と持分出資関連関係にある企業への貸付を認める。</li> <li>国外貸付限度額の 2 年間の使用有効期限を取り消し、国内企業は実際の業務の必要に応じて所在地の外貨管理局に対し国外貸付限度額の期限を申請することができる。</li> <li>客観的な原因により国外貸付の元金利息を確かに回収できない場合、国内企業は所在地の外貨管理分局（外貨管理部）に対し当該国外貸付の抹消を申請することができる。</li> </ul>
<p><b>国内機構の利益送金管理の簡素化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行が国内機構のために 5 万米ドル相当（5 万米ドルを含む）以下の利益送金を行う場合、以後、原則として取引書類の審査確認を行わなくともよい。5 万米ドル相当超の利益送金については、以後、原則としてその財務監査報告書および出資検証報告書の審査確認を行わなくともよく、真実性取引原則に基づいて今次利益送金に関する董事会の利益分配決議（またはパートナー利益分配決議）およびその税務届出表原本の審査を行うものとする。</li> <li>企業の当年度処分利益金額は原則として直近の財務監査報告における外国株主の「未払い配当金」および「未処分利益」の合計金額を超えてはならないという規制を取り消す。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/>

● [中国（上海）自由貿易試験区における国際船舶運輸および国際船舶管理業務の外商投資比率拡大に関する実施弁法の試行に関する公告](#)

【発布機関】交通运输部  
【発布番号】交通运输部公告 2014 年第 2 号  
【発布日】2014-02-08  
【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 国务院交通運輸主管部門の許可を受けて、中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易区」という）において設立された外商投資比率が 49% を超える中外合弁、合作企業、およびそれが保有し、または実際に運営する船舶は、中国港灣を出入りする国際船舶運輸業務に従事することができる。
- 上海市交通運輸主管部門の許可を

准，在自贸区设立的外商独资企业可以经营国际船舶管理业务。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201402/t20140208\\_1573450.html](http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201402/t20140208_1573450.html)

● 关于印发修订《企业会计准则第9号——职工薪酬》的通知

【发布单位】财政部  
【发布文号】财会〔2014〕8号  
【发布日期】2014-01-27  
【实施日期】2014-07-01  
【内容提要】该通知发布了修订后的《企业会计准则第9号——职工薪酬》，与修订前相比：

- 职工薪酬的范围延伸到离职后福利；对于企业提供给职工配偶、子女、受赡养人、已故员工遗属及其他受益人等的福利，也明确包含在内。
- 职工的范围包括全职、兼职、临时职工以及虽未与企业订立劳动合同但由企业正式任命的人员；对于未与企业订立劳动合同或未由其正式任命，但向企业所提供服务与职工所提供服务类似的人员，也属于职工范畴，包括通过企业与劳务中介公司签订用工合同而向企业提供服务的员工。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201401/t20140129\\_1040561.html](http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201401/t20140129_1040561.html)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们[联系](#)；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们[联系](#)。

## 二、相关新信息

● 最高人民法院发布第六批指导性案例

日前，最高人民法院发布了第六批共 [4个指导性案例](#)，分别为：

- (一) 孙银山诉南京欧尚超市有限公司江宁店买卖合同纠纷案，旨在明确消费者即便明知食品不符

受けて、自由貿易区において設立された外商独資企業は国際船舶管理業務に従事することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201402/t20140208\\_1573450.html](http://www.moc.gov.cn/zfxxgk/bnssj/syj/201402/t20140208_1573450.html)

● 「企業会計準則第9号——従業員給与報酬」改正の公布に関する通知

【発布機関】財政部  
【発布番号】财会〔2014〕8号  
【発布日】2014-01-27  
【実施日】2014-07-01  
【概要】本通知は、改正後の「企業会計準則第9号——従業員給与報酬」を公布した。改正前と比較すれば、以下の通りである。

- 従業員給与報酬の範囲は離職後の福利まで拡大された。企業が従業員の配偶者、子女、被扶養者、死亡従業員の遺族およびその他の受益者などに与える福利も、明確に含まれている。
- 従業員の範囲には正式従業員、兼業従業員、臨時従業員および企業とは労働契約を締結していないが企業から正式に任命を受けた人員が含まれる。企業と労働契約を締結していない、または企業から正式に任命を受けていないが、当人が企業へ提供するサービスと従業員の提供するサービスが類似する人員についても、従業員の範囲に属し、それには企業が労働仲介会社と締結した労働派遣契約を通じて企業へサービスを提供する人員が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201401/t20140129\\_1040561.html](http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201401/t20140129_1040561.html)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご[連絡](#)いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

● 最高人民法院が第六回目の指導的事例を公布した

先頃、最高人民法院は第六回目の[四つの指導的事例](#)を公布した。それぞれ以下の通りである。

- (一) 孫銀山が南京欧尚超市有限公司江寧店を訴えた売買契約紛争事件は、消費者がたとえ食品が

合安全标准而购买的，也有权主张 10 倍惩罚性赔偿。

- (二) 荣宝英诉王阳、永诚财产保险股份有限公司江阴支公司机动车交通事故责任纠纷案，旨在明确交通事故受害人体质状况对损害后果的发生即使存在一定程度的影响，也不属于可以减轻侵权人责任的法定情形。
- (三) 华泰财产保险有限公司北京分公司诉李志贵、天安财产保险股份有限公司河北省分公司张家口支公司保险人代位求偿权纠纷案，旨在明确保险人代位求偿案件的管辖法院。当保险人代位行使被保险人对第三者请求赔偿的权利而提起诉讼的，应当根据被保险人与第三者之间的法律关系，而不应当根据保险合同法律关系确定管辖法院。
- (四) 李健雄诉广东省交通运输厅政府信息公开案，旨在明确行政相对人通过政府公众网络系统向行政机关提交政府信息公开申请的，如该网络系统未作例外说明，则系统确认申请提交成功的日期应当视为行政机关收到政府信息公开申请之日。行政机关对于该申请的内部处理流程，不能成为行政机关延期处理的理由，逾期作出答复的，应当确认为违法。

(摘自人民法院报;2014 年 01 月 29 日发布)

安全基準を満たしていないことを承知の上で購入した場合においても、10 倍の懲罰的賠償を主張する権利を有することを示した。

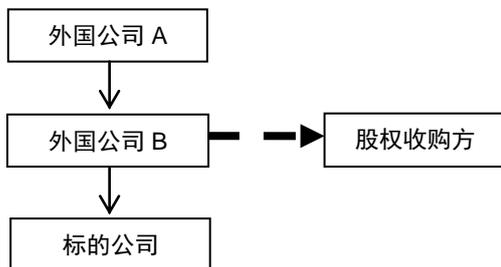
- (二) 荣宝英が王陽、永誠財産保険股份有限公司江陽支公司を訴えた自動車交通事故責任紛争事件は、たとえ交通事故の被害者の身体状況が、損害結果の発生に一定の影響を与えたとしても、権利侵害者の責任を軽減できる法定事由には該当しないことを明らかにした。
- (三) 華泰財産保険有限公司北京分公司が李志貴、天安財産保険股份有限公司河北省分公司張家口支公司を訴えた保険会社代位求償権紛争事件は、保険会社代位求償事件の管轄裁判所を明らかにした。保険会社が被保険者の第三者に対する賠償請求権を代理行使して提訴する場合、管轄裁判所の確定は、被保険者と第三者の間の法的関係に基づいて行われるべきであり、保険契約の法的関係に基づくべきではない。
- (四) 李健雄が広東省交通運輸庁を訴えた政府情報公開事件は、行政行為の相手方当事者が政府公開ネットワークシステムを通じて行政機関に対し政府情報公開の申請を行った場合、当該ネットワークシステムが例外説明を加えていない限り、システムが申請提出完了を確認した日を行政機関が政府情報公開申請を受けた日と見なされなければならないことを明らかにした。行政機関の当該申請についての内部処理過程は、行政機関が処理を延期する理由とはならず、期限を過ぎて回答することは、違法と認定されなければならない。

(2014 年 1 月 29 日付の人民法院新聞より抜粋)

● 非居民企业间接股权转让在华涉税简析

间接股权转让，是指不直接转让标的公司的股权，而转让其母公司的股权，以达到收购间接掌控标的公司股权目的的交易方式，如图 1 所示。

图 1



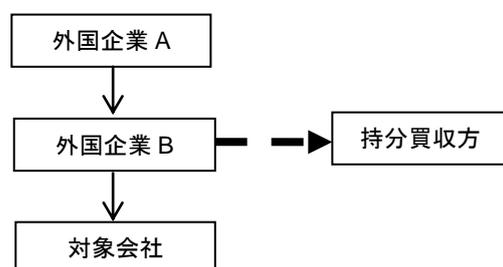
上图中的外国公司 B 所在国家（地区），一般税率较低，标的公司所在国家（地区），税率相对较高。通过上述交易方式，便可达到节约大笔税费的目的。

多年来，不同国家（地区）之间的税收政策差异，常被用于股权转让相关税费的节税筹划。为此，中国国家税务总局于 2009 年颁布了《国家税务总

● 非居住者企業の間接持分譲渡に伴う中国における租税についての簡潔分析

間接持分譲渡とは、対象会社の持分の直接譲渡は行わず、その親会社の持分を譲渡することで、買収者が対象会社の持分を間接的に取得する目的を果たす取引方式を指し、図 1 で示す通りである。

图 1



上图における外国企業 B の所在国（地区）は通常、税率が低く、対象会社の所在国（地区）は税率が相対的に高い。上記取引方式を通じて、大幅な節税を実現することができる。

過去数年来、個々の国（地区）の税收政策の違いは、常に持分譲渡に伴う税金の節税計画に用いられてきた。このため、中国国家税務総局は 2009 年に「非居

局关于加强非居民企业股权转让所得企业所得税管理的通知》(国税函[2009]698号)(以下简称“698号文”),明确了中国对间接股权转让的态度。此后,中国出现了多起税务机关对间接股权转让中的非居民企业征收所得税的案例。目前,中国税务机关对非居民企业间接股权转让在华涉税的监管趋于严格。

住者企業の持分譲渡所得に伴う企業所得税の管理強化に関する国家税務総局の通知(国税函[2009]698号)(以下「698号文」という)を公布し、中国の間接持分譲渡に対する姿勢を明確にした。その後、中国では税務機関が間接持分譲渡における非居住者企業から所得税を徴収する例がいくつも現れた。現在、非居住者企業の間接持分譲渡に伴う中国での租税に対する中国税務機関の監督管理は益々厳しくなっている。

## 一、基本概念

区分	法律法规	具体规定
非居民企业	《 <a href="#">中华人民共和国企业所得税法</a> 》	- 非居民企业,是指依照外国(地区)法律成立且实际管理机构不在中国境内,但在中国境内设立机构、场所的,或者在中国境内未设立机构、场所,但有来源于中国境内所得的企业。
股权转让所得	《 <a href="#">非居民企业所得稅源泉扣繳管理暫行办法</a> 》以及 698 号文	- 非居民企业取得来源于中国境内的股息、红利等权益性投资收益和利息、租金、特许权使用费所得、转让财产所得以及其他所得应当缴纳企业所得税。  - 股权转让所得,是指非居民企业转让中国居民企业的股权(不包括在公开的证券市场上买入并卖出中国居民企业的股票)所取得的所得。
税率	《 <a href="#">中华人民共和国企业所得税法</a> 》以及《 <a href="#">中华人民共和国企业所得税法实施条例</a> 》	- 非居民企业应当就其来源于中国境内的所得缴纳企业所得税,税率为 20%,减按 10% 的税率征收。

依据上述规定,标的公司位于中国境内的间接股权转让中,外国公司 A 转让其所持有的外国公司 B 的股权而所获得的相应价款,因外国公司 B 持有中国公司的股权而可能被判断为属于来源于中国境内的所得(相关分析请参见下文),此时依法应当以 10% 的税率缴纳所得税,也就是常说的源泉扣缴。

## 一、基本概念

区分	法律法规	具体的な規定
非居住者企業	「 <a href="#">中華人民共和國企業所得稅法</a> 」	- 非居住者企業とは、外国(地区)の法律に照らして成立し且つ実際の管理機構は中国国内にないが、中国国内において機構、場所を有し、または中国国内には機構、場所はないが、中国国内を源泉とする所得を有する企業を指す。
持分譲渡所得	「 <a href="#">非居住者企業所得稅源泉徵收管理暫定弁法</a> 」および 698 号文	- 非居住者企業が取得した中国国内を源泉とする株式利息、配当金などの持分投資収益および金利、賃貸料、特許使用許諾料で得た所得、財産譲渡所得およびその他の所得については、企業所得税を納付しなければならない。  - 持分譲渡所得とは、非居住者企業が中国居住者企業の持分(公開された証券市場で購入、売却が行われる中国居住者企業の株券は含まない)を譲渡して得た所得を指す。
税率	「 <a href="#">中華人民共和國企業所得稅法</a> 」および「 <a href="#">中華人民共和國企業所得稅法實施條例</a> 」	- 非居住者企業は、自己の中国国内を源泉とする所得について企業所得税を納付しなければならないが、税率は 20% であるが、10% の税率に減じて徴収する。

上記規定によれば、対象会社が中国国内にある間接持分譲渡において、外国企業 A が自己の保有する外国企業 B の持分を譲渡することで得た相応する代価は、外国企業 B が中国の会社の持分を保有することで中国国内を源泉とする所得に該当すると判断される可能性がある(具体的分析は以下をご覧ください)。この際、法により 10% の税率に基づき所得税を納付しなければならない、いわゆる源泉徴収を行う。

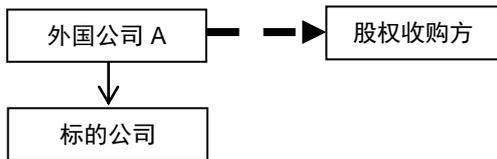
## 二、间接股权转让中的非居民企业股权转让税收

从交易外观而言,间接股权转让的标的在境外,中国税务机关并没有征税的依据,在外国公司 A 与标的公司之间存在一项阻隔,即,外国公司 B。此时,中国税务机关要对间接股权转让实行征税,便需要借助穿透原则来突破前述阻隔。

穿透原则,是指 698 号文中第六条规定的,境外投资方(实际控制方)通过滥用组织形式等安排间接转让中国居民企业股权,且不具有合理的商业目的,规避企业所得税纳税义务的,主管税务机关层报税务总局审核后可以按照经济实质对该股权转让交易重新定性,否定被用作税收安排的境外控股公司的存在。

中国税务机关可以根据上述规定,判定外国公司 B 存在的目的是为了税收安排,进而否定其存在的正当性。此时,便可以将图 1 中的三层次架构(外国公司 A → 外国公司 B → 标的公司),转变为两层次架构(外国公司 A → 标的公司),达到穿透的效果,使该股权转让交易成为常规的企业所得税的征收对象。如下图 2 所示。

图 2

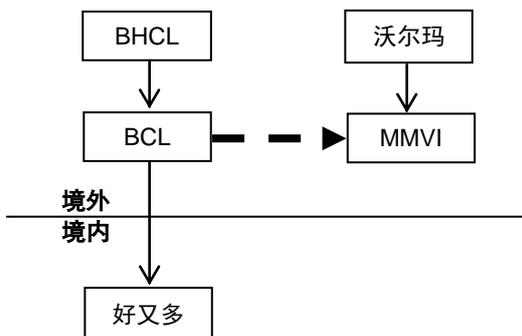


## 三、间接股权转让典型案例

2013 年发生的沃尔玛收购好又多案,就是一起典型的间接股权转让被征收非居民企业所得税的案例。

该交易原内容为:沃尔玛的子公司 MMVI(股权收购方)向 BHCL(相当于外国公司 A)收购了 BHCL 所持有的 BCL(相当于外国公司 B)的股权,从而获得了好又多(标的公司)的股权,如下图 3 所示:

图 3



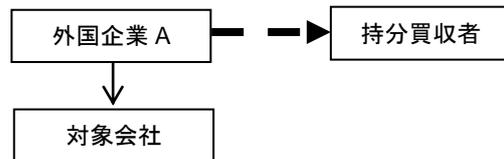
## 二、間接持分譲渡における非居住者企業の持分譲渡に伴う税務

取引の形式上では、間接持分譲渡の対象物が国外にあり、中国税務機関に徴税根拠はないが、外国企業 A と対象会社の間には隔てる者、即ち外国企業 B が存在する。この場合、中国税務機関が間接持分譲渡に対する徴税を行うのであれば、法人格否認という原則を借りて前述の阻隔を突破する必要がある。

法人格否認原則とは、698 号文の第六条で定める、国外投資者(実際の支配者)が組織形態などの濫用を通じて中国居住者企業の持分を間接譲渡し、且つ合理的な商業目的なく、企業所得稅納稅義務を潜脱する場合、主管稅務機關は稅務總局へ報告し審査を求めた上で、經濟実体に基づき、当該持分譲渡取引の性質を改めて判定し、租稅調整に利用される国外支配会社の存在を否定できることを指す。

中国税務機関は上述の規定に基づき、外国企業 B が存在する目的が租稅調整であると判定し、更にはその存在の正当性を否定することができる。この場合、図 1 の三段階の構造(外国企業 A → 外国企業 B → 対象会社)を二段階構造(外国企業 A → 対象会社)に変化させ、法人格否認の効果を果たし、当該持分譲渡取引を通常の企業所得稅の徴收対象とすることができる。以下の図 2 で示す通りである。

図 2

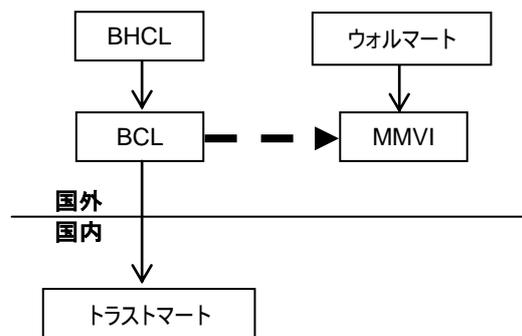


## 三、間接持分譲渡の典型事例

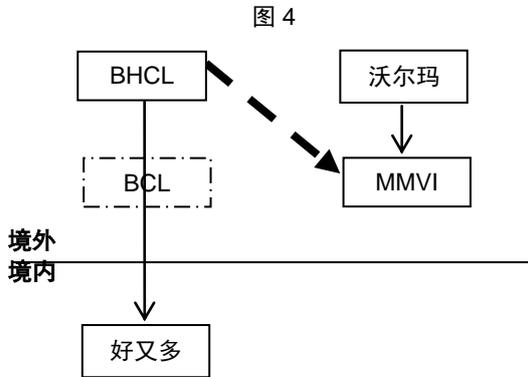
2013 年に起きたウォルマートによるトラストマートの買収は、間接持分譲渡について非居住者企業所得稅を徴收された典型的な事例である。

当該取引の本来の内容は、ウォルマートの子会社 MMVI(持分買収者)が BHCL(外国企業 A に相当する)から BHCL の保有する BCL(外国企業 B に相当する)の持分を買収して、トラストマート(対象会社)の持分を取得したもので、以下の図 3 で示す通りである。

図 3



2013年02月21日,国家税务总局发布了《国家税务总局关于沃尔玛收购好又多股权事项的批复》(税总函2013年82号),认定该交易的实质为: BCL的股东BHCL直接转让了中国境内企业(好又多)股权, BHCL负有中国企业所得税法规定的纳税义务, 如下图4所示:



BCL 被穿透后, BHCL 将为此面临数以亿计的高额税费。

#### 四、穿透原则的适用规律

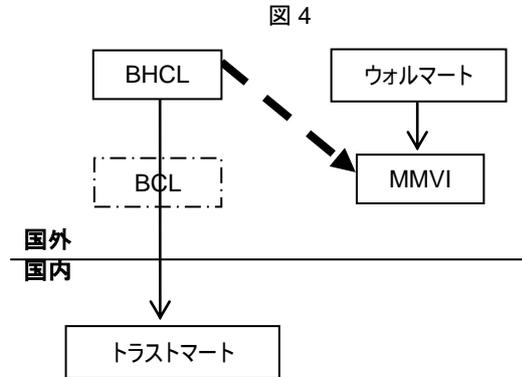
根据上述案例, 一旦被穿透, 非居民企业将承担高额的税费。虽然如此, 但是需要说明的是, 依照 698 号文第六条的具体条文规定, 适用穿透原则, 应当具备一定的前提。结合实务认定, 被穿透的主体(标的公司的母公司), 通常具备如下特征:

1. 仅在所在国注册登记, 不从事制造、经销、管理等实质性经营活动;
2. 其收入主要来自另一国企业的股息分配;
3. 在注册地所在国不缴或只缴很少的企业所得税;
4. 其资产仅为对另一国的股权投资;
5. 通常没有或仅有少量的人员。

此外, 在程序方面, 也需要由地方税务机关逐级上报至国家税务总局, 经国家税务总局的审核之后, 才能适用穿透原则。企业被适用穿透原则, 核心风险主要体现在是否引起地方税务机关的注意及实质调查上。因此, 企业在进行间接股权转让前, 建议根据股权交易的实质状况, 依照穿透原则的适用特征, 结合与地方税务机关的(侧面、匿名)交流情况, 谨慎评估被适用穿透原则的可能性, 必要时, 建议与律师、税务师等专业人士进行事前研究。

综上所述, 理论上而言, 非居民企业间接股权转让在华涉税制度, 虽然目前并不成熟和完善, 但是在规定层面已经具备了相应的依据(698号文),

2013年2月21日, 国家税务总局は「ウォルマートによるトラストマート持分の買収事項に関する国家税務総局の回答」(税総函2013年82号)を發布し, 当該取引の実体を, BCLの株主であるBHCLが中国国内企業(トラストマート)の持分を直接譲渡したものであり, BHCLは中国企業所得税法で規定する納税義務を負うと認定した。以下の図4で示す通りである。



BCL の法人格を否認された後, BHCL は数億という高額の税金を納付することになる。

#### 四、法人格否認原則の適用規定

上述の事例によれば, 一度法人格を否認されれば, 非居住者企業は高額の税金を負担することになる。しかし, 説明すべき点としては, 698号文第六条の具体的な条文規定に基づけば, 法人格否認原則の適用には, 一定の前提条件を備えていなければならない。実務での認定と合わせて, 法人格を否認される主体(対象会社の親会社)には, 通常以下の特徴がある。

1. 所在国では登録登記のみであり, 製造、販売、管理などの実質的な営業活動に従事していない。
2. その収入は主として他国の企業からの株式利息の配当を源泉としている。
3. 登録地所在国において企業所得税を納付していないまたは納付額が少ない。
4. その資産は他国への持分投資のみである。
5. 通常は人員がいないまたは少人数である。

この他, 手順においても, 地方税務機関が順を追って国家税務総局へ報告する必要があり, 国家税務総局が審査した上で, はじめて法人格否認原則を適用することができる。企業に法人格否認原則を適用されるかについて, 最大のリスクは主として地方税務機関の注意を引くかおよび実体調査が行われるかにある。よって, 企業は間接持分譲渡を実施する前に, 持分取引の実体状況に応じて, 法人格否認原則の適用特徴に基づき, 地方税務機関との意見交換(人脈を通じてまたは匿名で)を行った状況とも照らして, 法人格否認原則が適用される可能性を慎重に評価し, 必要であれば, 弁護士、会計士などの専門家を交えて事前研究を行うことが望ましい。

以上をまとめると, 理論上, 非居住者企業の間接持分譲渡に伴う中国租税制度は, 現時点では未成熟で, また整備されていないが, 規定上では既に相応の根

且在实务层面，也已经发生了多起被征税的案例。即，在海外股权转让的交易结构设计时，应当充分、重点关注 698 号文，以评估可能的税务风险和税务成本。

另外，根据国家税务总局近期发布的《[国家税务总局关于非居民企业股权转让适用特殊性税务处理有关问题的公告](#)》(国家税务总局公告 2013 年第 72 号)，非居民企业股权转让在符合一定条件下也可以适用特殊性税务处理，从而享受一定的税收优惠。建议在做交易结构设计、税收筹划时，一并考虑。

(里兆律师事务所 2014 年 02 月 08 日编写)

抛(698 号文)を備えており、且つ実務においても、課税対象となった事例が複数生じている。即ち、海外持分譲渡に関する取引ストラクチャーを構想する際は、予想される税務リスクおよび税務コストを評価するため、698 号文を重点的に十分に留意する必要がある。

なお、国家税務総局が昨今発布した「[非居住者企業の持分譲渡に適用する特別税務処理の関連事項に関する国家税務総局の公告](#)」(国家税務総局公告 2013 年第 72 号)によれば、非居住者企業の持分譲渡が一定条件を満たす場合においては特別税務処理が適用され、一定の税収優遇を享受することもできる。よって、取引ストラクチャー、税収計画の構想段階では、併せて考慮することが望ましい。

(里兆法律事務所が 2014 年 2 月 8 日付で作成)